

宇都宮市上下水道局水道技術研修施設の管理及び使用に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が宇都宮市管工事業協同組合（以下「組合」という。）と共同で整備し、設置した水道技術研修施設（以下「研修施設」という。）の管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市水道技術研修センター

位置 宇都宮市下河原1丁目2番50号

(使用目的及び使用者)

第3条 研修施設の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 水道工事及び修繕工事に関する研修
- (2) 水道管の漏水調査に関する研修
- (3) 災害時の応急復旧に関する研修
- (4) 若手技術者の技能研修
- (5) その他宇都宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める使用

2 研修施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市及びその職員
- (2) 組合並びにこれに加盟する事業者、その被雇用者及びこれに準ずる者
- (3) 国又は他の地方公共団体及びその職員
- (4) その他管理者が認める者

(研修施設使用申込手続)

第4条 前条第2項第2号から第4号までに規定される者が研修施設を使用しようとする場合には、宇都宮市水道技術研修センター使用申込書（以下「使用申込書」という。別記様式第1号）及び水宇都宮市水道技術研修センター入場者名簿（以下「入場者名簿」という。別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込を受けた場合において、その使用が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、研修施設の使用を許可するものとする。

3 第1項に規定する使用申込書及び入場者名簿は、使用日の14日前までに提出するものとし、その内容に変更があった場合には、速やかに変更書類を提出するものとする。

(使用料)

第5条 第3条第2項第2号及び第3号に規定する者が前条第1項の申込をし、第4条第2項の許可を受けたときは、本市との共同研修として、使用料は徴しない。

2 組合に加盟していない事業者その他の第3条第2項第4号の管理者が認めるものが前条第1項の申込をし、同条第2項の許可を受けたときは、宇都宮市上下水道局行政財産使用料規程（平成31年企業管理規程第4号）に基づき、使用料を徴収し、又は減免する。

(目的外使用)

第6条 水道工事及び修繕工事に係る新製品の紹介その他管理者が特に認める事業が実施される場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、研修施設を使用させることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による使用許可を受けた場合の使用料の徴収又は減免について準用する。

(使用料の納付)

第7条 第5条第2項又は前条第2項の規定により使用料の支払義務が生じた場合には、水道管理課は使用前日までに納付書を発行し、使用者は速やかに支払わなければならない。

(使用できる日及び使用時間)

第8条 研修施設を使用できる日は休日を除く日とし、使用時間は原則として次のとおりとする。この場合において、使用時間には準備及び後片付けの時間を含むものとする。

- (1) 全日 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 午前半日 午前9時から午後0時まで
- (3) 午後半日 午後1時から午後4時30分まで

2 前項に規定する休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他管理者が指定する日

(使用上の制限等)

第9条 使用者（第4条第2項の許可を受けた者及び第6条第1項の管理者の承認を受

けた者をいう。以下同じ。)は、研修施設の使用に当たり、常に安全確保に努めるものとする。

2 使用者は、研修施設の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受付手続は、使用当日の開庁時間内に水道管理課において行うこと。
- (2) 研修施設の敷地内では、原則禁煙とすること。
- (3) 研修施設に設置された設備及び備品は、施設外に持ち出さないこと。
- (4) 研修施設の水道管には、水道水以外の異物を充填し、又は混入させないこと。

ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

- (5) 研修施設の設備や備品を毀損し、又は汚損したときは、速やかに管理者に報告すること。

- (6) 研修施設の使用が終了したときは、直ちに使用した設備及び備品を所定の位置に戻して整理整頓を行い、原状に回復させた上で水道管理課の点検を受けること。

3 研修施設内での営利行為は、禁止する。ただし、第6条に規定する事業を実施する場合を除くものとする。

(鍵の管理)

第10条 研修施設の鍵は、水道管理課で管理する。

2 予備の鍵は、組合において保管し、その使用に当たっては、あらかじめ、水道管理課に連絡し、使用後はその結果を報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 研修施設の使用の際に生じた事故の責任は、使用者が負うものとする。ただし、事故の発生が本市の責に帰すべきときには、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研修施設の管理及び使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月9日から適用する。